序章 環境会計ガイドラインの改訂にあたって

環境会計ガイドラインの改訂にあたって

(1)環境会計ガイドラインの公表と改訂の経緯

環境会計は、企業や組織(企業等)の環境保全への取組を定量的に評価するための 枠組みの一つです。企業等にとっては、自社の環境保全への取組をより効率的で効果 の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となり、企業等を取り巻く利害関 係者にとっては、統一的な枠組みを通じて企業等の環境保全への取組を理解するため の有効な情報となります。

環境省では、環境会計への取組を支援するために、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として、平成 11 年 3 月に「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間取りまとめ)」を公表し、続いて、平成 12 年 5 月には「環境会計に関する企業実務研究会」や、日本公認会計士協会との共同研究会、「環境会計システムの確立に関する検討会」等での検討結果を踏まえ「環境会計システムの導入のためのガイドライン(2000 年版)」(以下、環境会計ガイドライン(2000 年版)とします。)を取りまとめ、公表しました。

その後、平成 13 年 2 月に「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000 年度版 - 」「環境報告書ガイドライン (2000 年度版)」、平成 13 年 5 月に「環境会計ガイドブック」を公表しています。

環境会計ガイドライン(2000 年版)の公表以降、環境会計を導入する企業は大幅に増加し、平成 12 年度には約 350 社に達しています(環境省「環境にやさしい企業行動調査」)。しかし、一方で、導入していない企業の約 40%が、導入していない理由として「どのように集計すべきか分からない」と回答しています(同調査)。

本ガイドラインは、環境会計ガイドライン(2000 年版)で挙げられていた課題の再検討を行うとともに、環境会計に含まれる様々な概念の意味をより明確にすることを主眼として改訂を行いました。また、「環境会計ガイドブック」、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000 年度版 - 」や「環境報告書ガイドライン(2000 年度版)」等の成果、さらには最新の実務上の運用動向も反映させる等により、利用者の利便性が向上するように改訂しています。

(2)環境会計ガイドラインの目的

企業等が環境保全への取組を環境会計として表現することにより、利害関係者が企業等の姿勢や取組を正しく理解し、評価、支援することが社会システムのひとつとして定着しつつあります。

本ガイドラインは、このような動きを踏まえ、企業等における環境会計の導入、実 践を支援することを目的としています。

そのため、本ガイドラインに沿って作成された環境会計情報ができるだけ比較可能なものとなるように我が国における環境会計に関する基本的な考え方を取りまとめています。

なお、国際的にも環境会計の議論が進展中であり、さらに今後の実務の発展を踏まえたさらなる改訂が必要になると考えられることから、本ガイドラインを「環境会計ガイドライン 2002 年版」として公表することとしました。

(3)環境会計ガイドライン改訂にあたっての基本的考え方 改訂は、次の考え方に沿って行いました。

- ・環境会計ガイドライン (2000 年版) が既に多くの企業で活用されている実態 を踏まえ、継続性が保てるよう、基本的な枠組みを維持する。
- ・環境会計ガイドライン(2000年版)における課題を再検討し、環境会計の様々な概念を明確にするとともに、最新の実務上の運用動向に配慮し、本ガイドラインの利用者に誤解を与えないようにする。
- ・「環境会計ガイドブック」、「事業者の環境パフォーマンス指標 2000 年度版 」や「環境報告書ガイドライン(2000 年度版)」等の内容を反映させる。

ガイドライン本文には、現時点での国内外での研究動向や実務上の運用動向を勘案 して、環境会計についての共通に活用できる原則を示すとともに、その考え方につい て補足的な説明を加えています。

(4)環境会計ガイドライン改訂の要点

ア 外部機能の一層の明確化

従来から内部機能だけでなく、外部機能の有効性も説いていましたが、外部機能をより明確化しました。環境会計情報が、環境報告書の一部として公表される情報であると位置づけられることを明らかにし、環境会計の外部報告を念頭にした一般的要件を設定しました。さらに、環境会計情報の利用者の誤解を防ぐため、基本となる事項や開示項目等、必要な情報を明瞭に表示することとしました。

イ 環境保全コストの精緻化

環境保全コストは、環境会計ガイドライン (2000 年版) において一定の整理がなされているため、既存の枠組みを維持しつつ、個別の環境保全コストの内容をより精緻化しました。また、実務の利便性を図るため、財務会計との関係を明らかにしました。

ウ 環境保全効果の体系化

環境保全効果を、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000 年度版 - 」に準拠し、事業活動との関連から体系的に区分しました。外部に公表する場合の表現方法についても、同様の体系による区分を明確にしました。また、環境保全効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示しました。

エ 環境保全対策に伴う経済効果の体系化

環境保全対策に伴う経済効果について、発生の確実さ及び発生形態によって、 その概念を整理し、財務会計との関係を明らかにしました。また、環境保全対 策に伴う経済効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示しました。

(5) 今後の課題

環境会計の普及と促進を図るためには、企業等の実務者や消費者、取引先、投資家、 従業員等の利害関係者を含む環境会計情報の利用者の利便性を一層高めていくこと が必要です。

そのためには、環境会計情報の企業内部での活用手法の確立や環境経営指標の開発、さらに環境会計情報の適正な評価のため、比較可能性の向上や信頼性の確保を図っていくことが重要です。

また、環境会計の手法として、環境保全効果の貨幣単位による評価、環境保全対策に伴う経済効果のうち推定的効果の認識・測定の基準、事業活動から産出する財・サービスの使用時・廃棄時の環境保全効果の算定、維持的な性格を持つコストに対応する効果の測定、環境ビジネスへの応用、連結環境会計の手法等について、今後の実務、研究の進展に対応し、本ガイドラインを改訂していく必要があると考えます。

(6)環境会計ガイドライン改訂検討会の設置

本ガイドラインの改訂にあたっては、環境省内に下記のメンバーから成る「環境会計ガイドライン改訂検討会」を設置し、合計 5 回の会合を重ね、検討してきました。本報告書は、その検討結果をまとめたものです。

「環境会計ガイドライン改訂検討会」委員名簿 (敬称略、五十音順)

(座長) 河野 正男 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授

郡嶌 孝 同志社大学経済学部教授

上妻 義直 上智大学経済学部長

國部 克彦 神戸大学大学院経営学研究科教授

小林 珠江 株式会社西友 環境推進室長

多田 博之 ソニー株式会社 社会環境部社会環境リレーション室長

則武 祐二 株式会社リコー 社会環境本部環境経営推進室長

水口 剛 高崎経済大学経済学部助教授

日本公認会計士協会環境会計専門部会長

宮多 良 キリンビール株式会社 社会環境部担当部長

森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表

矢部 浩祥 中央大学商学部教授

(事務局) 環境省 総合環境政策局 環境経済課